

輪島市監査公表第43号

平成30年11月7日付発監査第201号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成31年2月27日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和





発 監 第 4 2 0 号
平 成 3 1 年 2 月 2 6 日

輪島市監査委員 高野 哲男 様

輪島市監査委員 漆谷 豊和 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関

監 理 課

監査執行年月日

平成30年10月24日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>① 市有土地貸付料及び建物貸付料の滞納について</p> <p>電話、文書での催告そして個別訪問等で滞納者個々の状況を把握しながら徴収納付に努めているとのことである。しかしながら毎年滞納額が増加している。その理由の分析を行い、法的手段等も念頭に滞納金額の削減に取り組まれたい。</p>	<p>長期滞納者による滞納額が年々増加している状況であるため、長期滞納者への訪問による徴収を強化するとともに、履行が困難な場合には、分納納付の相談や連帯保証人への通知を行う等、滞納金額の削減に努めてまいります。</p>	<p>措置方針等</p>